

学校法人勝浦学園 役員の報酬等に関する規則

平成 28 年 3 月 29 日
理事会制定 規則第 25 号
改正 平成 30 年 12 月 4 日
改正 令和 2 年 3 月 24 日

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人勝浦学園の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、手当、退職慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 役員の報酬年額は、別表第 1 のとおりとする。

2 特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、理事会の議を経て前項の報酬に一定額を加給して支給することができる。

(期末手当、退職慰労金)

第 3 条 役員には、期末手当、退職慰労金は支給しない。

(支給方法)

第 4 条 役員の報酬は、毎年 1 回、3 月 20 日にその年度の全額を支払う。

2 前項の日が土、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合には、それらの前日に支払う。

(旅費の支給)

第 5 条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費規則の準用)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給等について必要な事項は、学校法人勝浦学園旅費規則を準用する。

(改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 役員報酬年額表（第 2 条関係）

理事長	450,000 円
理事長職務代理者	360,000 円
理事（職員理事を含む。）	270,000 円
監事	270,000 円